

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

度会町は、三重県の中央部に位置しており、紀伊半島を東西に走る中央構造線の外帯にあたる「紀伊地域」に属し、全国一級河川水質調査において日本一に輝いた実績のある宮川やその支流の一之瀬川など、豊かで青く澄んだ水がとうとうと流れるまちである。これら河川が本町の骨格を形づくり、自然豊かな山林が町域の大半を占める“山紫水明の地”として地域の住民を癒し育ててくれているが、山がちな地形であることから、国道もなく基盤整備や生活環境の整備の面で不利な条件に置かれている。

本町の人口は、令和7年1月末時点で7,538人であり、令和2年1月末時点の8,132人と比較すると、5年間で594人の減少となっており、今後も人口減少が大きな課題とされている。

基幹産業は古くから農林業であり、地形や気候が創り出す自慢の特産ブランド「伊勢茶（度会町産）」の一層の普及に向け、取組の拡大を進めているが、現在では就労環境の変化などから農林業従事者は少なくなってきており、後継者不足による基幹産業の衰退が懸念されている。

その他に産業別構造比で見ると、第2次産業が35.2%、第3次産業が61.3%を占めているが、同様に後継者不足による衰退が懸念されている状況であり、度会町の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡っており、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

#### (2) 目標

中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、度会町の設備投資が活発となり、経済発展が期待される。これを実現するための目標として計画期間中に先端設備等導入計画の認定を3件とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

度会町の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡っており、多様な業種が

町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、度会町の農地、山林等の重要な地域資源や景観、環境への調和や配慮が必要であることを踏まえて、建築物の屋根又は屋上に設置するものに限るものとし、それ以外の設備は対象としない。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

町内の既存企業の事業拡大に伴う設備投資や新規事業所の立地に対する効果促進を図ることが必要なことから、本計画において対象となる区域を町全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

度会町の産業は農林業、製造業、サービス業と多岐に渡っており、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等と多様である。したがって、本計画においては、労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上する。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等の導入計画の期間は、3年間、4年間または5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

#### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。